

(別添1)

令和8年度放課後児童クラブ事故防止対策研修業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度放課後児童クラブ事故防止対策研修業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

放課後児童クラブの支援員等を対象として、事故防止、事故発生時の対応等に必要な知識、技術を取得するための研修会を実施し、保育中の事故を防止し、安全かつ安全な保育を行うことを目的とする。

4 事業概要

放課後児童クラブの施設長や支援員等を対象に、事故防止、事故発生時の対応に必要な知識、技術の取得、資質の確保および保育中の各場面における安全管理に必要な研修を企画・実施する。

(1)参加対象者

- ・放課後児童クラブの施設長、支援員、補助員 等
- ・市町担当職員

(2)講師:研修の内容に関する専門的な知識又は経験を有する者

(3)実施方法:集合研修およびe-ラーニング

(4)期間:集合研修 1テーマ×4会場

e-ラーニング配信期間 1か月程度

(5)受講見込み数 約320人

集合研修は1会場あたり定員80名程度とする。

(6)研修時間 集合研修 3時間程度、e-ラーニング研修 1時間程度

5 業務内容

(1)研修内容

基礎研修(e-ラーニング)の受講は必須とする。テーマ別(実践)研修(集合型)は1テーマの受講を必須とし、残り3テーマの受講は任意とする。

① 基礎研修(e-ラーニング)

放課後児童クラブにおける事故防止、事故発生時の対応等に必要な知識、技術を取得し、実務につなげられる効果的な研修を企画すること。

(研修内容の例)

- ・放課後児童クラブ運営指針の解説
- ・安全計画や事故防止マニュアルの適切な運用/見直し
- ・事故事例(ヒヤリ・ハット含む)の共有

② テーマ別(実践)研修(集合型)

基礎研修の内容を踏まえて、より実践的な研修を企画すること。

下記2テーマに加え、事故事例等から任意で2テーマを設定し、計4テーマの実践的な研修を実施すること。

(必須テーマ)

- ・プール活動および熱中症対策 ※7月中旬までに
- ・事故防止を目的としたチームマネジメント(施設長向け)

(2) 講師等の選定・手配

講師等の選定・手配にかかる旅費・宿泊食事代、謝金、会場使用料等の一切の費用は委託料に含む。

(3) 研修の実施および運営

ア 研修の受講者管理等は受託業者で行うこと。なお、受講案内および申込受付の事務は次の手順により行うこと。

- ①受託者が開催案内、受講申込書を作成し、県に送付
- ②県が市町を通じて開催案内等を各放課後児童クラブに送付
- ③受講者が市町に対し受講申込書を提出
- ④市町が受講申込書を取りまとめて受託者に送付
- ⑤受託者が受講申込書を処理(会場ごとの集約、受講者名簿作成等)し、受講者名簿を県に送付
- ⑥県が市町を通じて各放課後児童クラブに対して受講者とコースを通知

イ テーマ別(実践)研修(集合型)の動画配信を行うこと。なお、研修終了後3か月間視聴できる環境を維持すること。

ウ 受講確認、質疑応答、問い合わせ対応等

エ テキスト準備、会場との連絡調整、設営および後片付け、司会進行等、研修の運営に必要な業務のすべてを行うこと。

オ これらの事務に要する経費は委託料に含むこと。

(4) 参加者の評価

研修等終了後に参加者に対してアンケートを行い、内容について集計すること。

(5) 修了証書の交付

基礎研修、テーマ別研修(1コース以上)を受講した者については修了証の発行を行うこと。

(6) その他

研修内容(構成)および資料については、下記の期日までに県と調整し、了承を得ること。また県から修正の依頼があった場合は、修正に応じること。

・研修内容・構成(案)…研修1か月前

・研修資料(案)…研修2週間前

6 業務の遂行について

(1)業務の遂行に当たり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに実施スケジュールを県に提出すること。

(2)業務の遂行に当たり、県との打ち合わせを行い、連携を密にすること。

7 報告等

(1)県は、受託者に対し、委託期間の途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について報告を求め、または実地に調査することができるものとする。

(2)受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了報告書(実績報告書、受講出欠、質疑応答集計、アンケート集計等を含む。)を県に提出するものとする。

8 その他

(1)本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守することとする。

(2)本業務の履行に際し、他社の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときには、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。

(3)委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

(4)委託業務遂行のために県が提供した資料、データ等は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

- (5) 受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報を破棄すること。
- (6) 受託者が研修用の動画、資料等を作成した場合、成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体などでの活用を妨げないものとする。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、協議、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。